

令和4年度 鉄道貨物輸送における偏積対策に関する検討会 第2回

日 時：令和4年10月11日（火） 16：00～18：00
場 所：中央合同庁舎第3号館6階 鉄道局大会議室

一 議 事 次 第一

1. 開 会

2. 議 事

（1）利用運送事業者等の偏積対策の取組み状況について

（2）偏積防止に向けた関係者間の連携のあり方に関する意見交換

3. その他

4. 閉 会

〔配布資料一覧〕

【資料1】全国通運連盟とJR貨物共同での偏積防止勉強会について
（日本貨物鉄道株式会社）

【資料2】偏積防止対策取組み状況について（全国通運連盟）

【資料3】偏積問題に対する利用運送事業者の取組み状況について
（日本通運株式会社）

【資料4】偏積に関する情報共有等について（鉄道貨物協会）

【資料5】偏積対策 関係者の相関イメージ（案）について（鉄道局）

令和4年度 鉄道貨物輸送における偏積対策に関する検討会 委員名簿

(順不同、敬称略)

委員

吉橋 宏之	公益社団法人	全国通運連盟	専務理事
中村 文彦	公益社団法人	鉄道貨物協会	常務理事業務部長
日比野 有	公益財団法人	鉄道総合技術研究所	研究開発推進部 主管研究員
佐藤 安弘	独立行政法人	自動車技術総合機構	交通安全環境研究所 交通システム研究部長
小暮 一寿	日本貨物鉄道株式会社	取締役兼執行役員	安全統括本部長
佐々木 康	日本通運株式会社	ロジスティクス・ネットワーク事業本部	通運部専任部長

国土交通省

奥田 薫	大臣官房	技術審議官 (鉄道担当)
権藤 宗高	鉄道局	技術企画課長
黒川 和浩	鉄道局	安全監理官
益本 宇一郎	鉄道局	鉄道事業課 貨物鉄道政策室長
勘場 庸資	総合政策局	参事官 (物流産業)

オブザーバー

野尻 知巳	日本製紙連合会	物流委員会委員長	(日本製紙株式会社 取締役 (兼任) 執行役員 営業企画本部長)
北爪 正弘	日本製紙連合会	参事	紙・板紙部長
吉村 一元	経済産業省	製造産業局	素材産業課長

(1)利用運送事業者等の偏積対策の取組み状況について

【資料1】全国通運連盟とJR貨物共同での偏積防止勉強会について
(日本貨物鉄道株式会社)

令和4年度 鉄道貨物輸送における偏積対策に関する検討会 第2回
(令和4年10月11日(火) 鉄道局大会議室)

全国通運連盟とJR貨物共同での偏積防止勉強会について

2022年10月11日

1. 開催目的

脱線事故を防止するには、コンテナへ貨物を積込む事業者の偏積防止に対する理解が大事となる。このため、コンテナへの積付けガイドライン等を勉強（理解）し、利用運送事業者と積込事業者の職場教育に生かすため、利用運送事業者の管理者を対象とした勉強会を開催している。

2. 開催の要点

- (1) 利用運送事業者及び積込会社の実務者向けの教育。
- (2) 各駅に出入りする利用運送事業者の現場管理者を対象とし全国各地で開催。
- (3) 2022年6月から開始、9月末現在で計30か所開催。10月末までに計36か所で開催する計画。

3. 勉強会の主な内容

- ①山陽線列車脱線事故について
 - ・事故の概要、積荷の状況
- ②列車脱線に至るメカニズムについて
 - ・偏積があると車輪が浮き上がり脱線に繋がることを図示
- ③脱線事故で判明した問題点
 - ・利用運送事業者（積込み事業者まで）に周知不足
- ④貨物運送約款について
 - ・コンテナ床面上に重量が均衡するよう積込むこと
 - ・不備があった場合は、受託を中止すること
- ⑤コンテナへの積付けガイドラインについて
 - ・標準的な積載パターン、偏積率試算シート
- ⑥養生の仕方について
 - ・正しい養生の仕方
- ⑦「正しい積込み方」の問題と解説



【偏積防止勉強会】

(1) 利用運送事業者等の偏積対策の取組み状況について

【資料2】偏積防止対策取組み状況について (全国通運連盟)

令和4年度 鉄道貨物輸送における偏積対策に関する検討会 第2回
(令和4年10月11日(火) 鉄道局大会議室)

偏積防止対策取組み状況について

2022年10月11日

公益社団法人 全国通運連盟



偏積対策に対応する組織について

[鉄道貨物協議会・小員会]

メンバー

JR貨物		4名
利用運送事業者	9社	14名
業界団体	2団体	2名
連盟事務局		4名

開催状況

第1回 4月11日(月)

JR貨物偏積防止の業務改善サイクルについて
 利用運送事業者の取組みについて
 今後の偏積防止対策について(意見交換)

第2回 4月21日(木)

JR貨物偏積防止の業務改善サイクルに対する質問事項
 利用運送事業者の取組みについて
 今後の偏積防止対策について(意見交換)

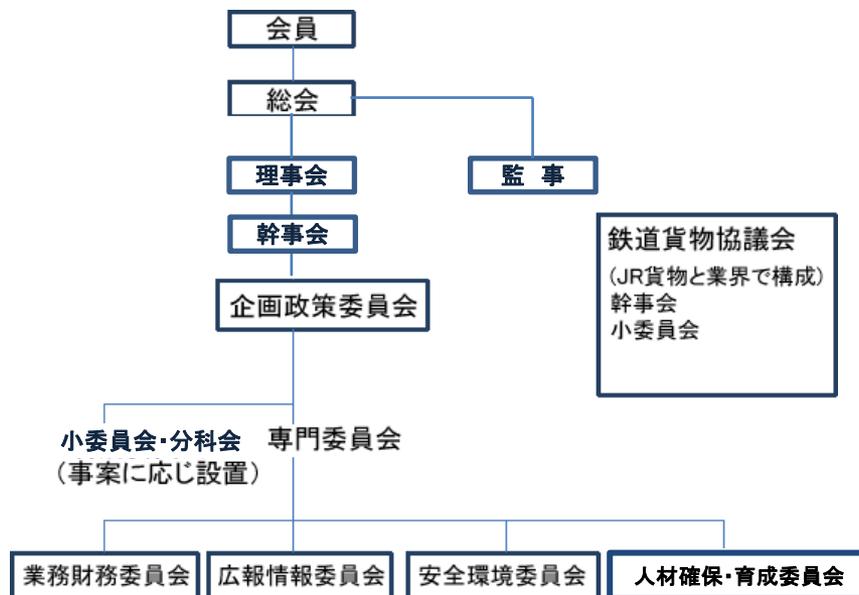
第3回 6月3日(金)

国土交通省による改善指示について
 連盟による偏積防止等についての自主点検について
 JR貨物としての取組みについて
 (勉強会の開催、教育資料の作成、他)
 利用運送事業者の取組みについて

第4回 8月18日(木)

連盟による自主点検の報告状況について
 JR貨物、連盟による偏積防止勉強会の進捗状況について
 偏積防止教育資料作成状況について
 JR貨物と利用運送事業者間での「協定書」について

全国通運連盟の組織図



[安全環境委員会]

メンバー

国土交通省	2名(総合政策局1、鉄道局1)
JR貨物	3名
利用運送事業者	6名
連盟事務局	4名

開催状況

年5回開催(第2回 9月22日(木))

偏積防止に向けた取組みについて
 (小委員会での議事事項を報告し委員の意見を確認。)



偏積対策実施内容について

偏積防止対策実施状況表

	実施内容	実施者	2022年度						2023年度		2024年度				
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	下半年	上半期	下半年	上半期		下半年	
1	偏積防止マニュアルの再配布	連盟・通運事業者	2015年作成のマニュアルを増刷し3月より配布												
2	自主点検のお願い	連盟・通運事業者			第1回締切	第2回締切	未回収先要請		最終報告						
3	偏積防止勉強会	JR貨物・連盟			6/15隅田川駅から10/28姫路貨物駅まで全39駅で開催				11月以降欠席者対応として第2回開催を検討						
4	「貨物の正しい積載方」ハンドブック作成	JR貨物・連盟							年度内作成						
5	「偏積防止」ドライバー積込者用ビデオ作成	JR貨物・連盟							年度内作成						
6	ポータブル重量計によるサンプル調査	JR貨物		配備駅増 (12→24駅)	発見2/733個 (0.3%)	発見3/654個 (0.5%)	発見3/652個 (0.5%)	(毎月実施)	(毎月実施)	(毎月実施)	(毎月実施)	(毎月実施)	(毎月実施)	(毎月実施)	以降継続
7	抜き取り確認(台帳確認、積込立会、開扉等)	JR貨物			2022年度 第1回実施			2022年度 第2回実施	(四半期に1回程度実施)					以降継続	
8	ハード対策整備 (輪重測定装置、簡易走行型トラックスケール)	JR貨物	設置候補位置 調査	設置候補位置 調査	トラックスケール 神戸駅設置	トラックスケール 試験開始	増設・新設 設備投資決定	トラックスケール 試験継続	順次着工・整備	(以後も順次計画・整備)					以降継続
9	偏積防止に関する協定書の締結	JR貨物・通運事業者						第3四半期中に締結							
10	顧客向け偏積防止リーフレットの作成	JR貨物・連盟							年度内作成						
11	サンプル調査による偏積事例の検討等	JR貨物・連盟							半期毎開催	半期毎開催	半期毎開催	半期毎開催	半期毎開催	半期毎開催	以降継続

1. 偏積防止マニュアルの再配布

平成24年に発生した江差線の鉄道貨物列車の脱線事故を踏まえ、安全環境委員会において対策を検討し、そもそも鉄道コンテナへの荷物の偏積は、集配車両の転倒に繋がる非常に危険な積み付けであることから「集配車両の転倒防止」という観点から、この「偏積防止マニュアル」を作成し各利用運送事業者に平成27年(2015年)10月配布した。今般これを増刷し再度利用運送事業者に令和4年(2022年)3月再配布を実施した。



目次

- 偏積防止に関する各種の目的 1
- 偏積による集配車両の転倒の危険性の検討 3
- 偏積(10%)が車両に及ぼす影響の判定 7
- 計測の手順 8
- 計測方法の事例 9
- 計算する場所(位置) 10
- 偏積防止に向けた、内貨物の取り組み 11
- 偏積防止の算定 12
- 偏積防止対策をオーナーする積込と取扱いの事例 14



コンテナの積込位置と偏積率の計算事例

コンテナ番号	積込位置	積込高さ	積込重量	積込位置	積込高さ	積込重量	積込位置	積込高さ	積込重量
1001	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1002	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1003	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1004	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1005	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1006	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1007	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1008	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1009	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1010	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1011	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1012	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1013	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1014	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1015	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1016	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1017	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1018	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1019	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000
1020	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

偏積対策実施内容について

2. 自主点検のお願い

国土交通省の保安監査を経て、国土交通省よりJR貨物に対して「改善指示」が発信され、その後JR貨物より全国通運連盟に対して「改善指示」に基づいた偏積再発防止対策への要請がなされた。これに基づき全国通運連盟では「偏積防止対策等についての自主点検のお願い」を令和4年5月24日会員事業者へ発信した。

<p>各事業者様へ ご挨拶申し上げます</p> <p>全国通運連盟 会長 野村 浩一 （代表者）</p> <p>偏積防止対策等について自主点検のお願い</p> <p>事務局は偏積防止対策の自主点検について、各事業者様へ「お願い」をしております。 令和4年5月24日より全国の偏積防止対策の自主点検のお願いを各事業者様へ発信し、「改善指示」に基づいた偏積再発防止対策への要請がなされたことを受けて、国土交通省の保安監査を経て、国土交通省よりJR貨物に対して「改善指示」が発信され、その後JR貨物より全国通運連盟に対して「改善指示」に基づいた偏積再発防止対策への要請がなされたことを受けて、事務局は偏積防止対策の自主点検について、各事業者様へ「お願い」をしております。</p> <p>このたびは、偏積防止対策の自主点検について、各事業者様へ「お願い」をしております。偏積防止対策の自主点検のお願いについては、事務局より「お願い」をしております。偏積防止対策の自主点検のお願いについては、事務局より「お願い」をしております。</p> <p>1. 自主点検のお願いの目的 国土交通省の保安監査を経て、国土交通省よりJR貨物に対して「改善指示」が発信され、その後JR貨物より全国通運連盟に対して「改善指示」に基づいた偏積再発防止対策への要請がなされたことを受けて、事務局は偏積防止対策の自主点検について、各事業者様へ「お願い」をしております。</p>	<p>1. 偏積防止対策の自主点検のお願いの目的 国土交通省の保安監査を経て、国土交通省よりJR貨物に対して「改善指示」が発信され、その後JR貨物より全国通運連盟に対して「改善指示」に基づいた偏積再発防止対策への要請がなされたことを受けて、事務局は偏積防止対策の自主点検について、各事業者様へ「お願い」をしております。</p> <p>2. 偏積防止対策の自主点検のお願いの範囲 国土交通省の保安監査を経て、国土交通省よりJR貨物に対して「改善指示」が発信され、その後JR貨物より全国通運連盟に対して「改善指示」に基づいた偏積再発防止対策への要請がなされたことを受けて、事務局は偏積防止対策の自主点検について、各事業者様へ「お願い」をしております。</p> <p>3. 偏積防止対策の自主点検のお願いの方法 国土交通省の保安監査を経て、国土交通省よりJR貨物に対して「改善指示」が発信され、その後JR貨物より全国通運連盟に対して「改善指示」に基づいた偏積再発防止対策への要請がなされたことを受けて、事務局は偏積防止対策の自主点検について、各事業者様へ「お願い」をしております。</p> <p>4. 偏積防止対策の自主点検のお願いの期限 国土交通省の保安監査を経て、国土交通省よりJR貨物に対して「改善指示」が発信され、その後JR貨物より全国通運連盟に対して「改善指示」に基づいた偏積再発防止対策への要請がなされたことを受けて、事務局は偏積防止対策の自主点検について、各事業者様へ「お願い」をしております。</p> <p>5. 偏積防止対策の自主点検のお願いの問い合わせ先 国土交通省の保安監査を経て、国土交通省よりJR貨物に対して「改善指示」が発信され、その後JR貨物より全国通運連盟に対して「改善指示」に基づいた偏積再発防止対策への要請がなされたことを受けて、事務局は偏積防止対策の自主点検について、各事業者様へ「お願い」をしております。</p>	<p>1. 偏積防止対策の自主点検のお願いの目的 国土交通省の保安監査を経て、国土交通省よりJR貨物に対して「改善指示」が発信され、その後JR貨物より全国通運連盟に対して「改善指示」に基づいた偏積再発防止対策への要請がなされたことを受けて、事務局は偏積防止対策の自主点検について、各事業者様へ「お願い」をしております。</p> <p>2. 偏積防止対策の自主点検のお願いの範囲 国土交通省の保安監査を経て、国土交通省よりJR貨物に対して「改善指示」が発信され、その後JR貨物より全国通運連盟に対して「改善指示」に基づいた偏積再発防止対策への要請がなされたことを受けて、事務局は偏積防止対策の自主点検について、各事業者様へ「お願い」をしております。</p> <p>3. 偏積防止対策の自主点検のお願いの方法 国土交通省の保安監査を経て、国土交通省よりJR貨物に対して「改善指示」が発信され、その後JR貨物より全国通運連盟に対して「改善指示」に基づいた偏積再発防止対策への要請がなされたことを受けて、事務局は偏積防止対策の自主点検について、各事業者様へ「お願い」をしております。</p> <p>4. 偏積防止対策の自主点検のお願いの期限 国土交通省の保安監査を経て、国土交通省よりJR貨物に対して「改善指示」が発信され、その後JR貨物より全国通運連盟に対して「改善指示」に基づいた偏積再発防止対策への要請がなされたことを受けて、事務局は偏積防止対策の自主点検について、各事業者様へ「お願い」をしております。</p> <p>5. 偏積防止対策の自主点検のお願いの問い合わせ先 国土交通省の保安監査を経て、国土交通省よりJR貨物に対して「改善指示」が発信され、その後JR貨物より全国通運連盟に対して「改善指示」に基づいた偏積再発防止対策への要請がなされたことを受けて、事務局は偏積防止対策の自主点検について、各事業者様へ「お願い」をしております。</p>	<p>1. 偏積防止対策の自主点検のお願いの目的 国土交通省の保安監査を経て、国土交通省よりJR貨物に対して「改善指示」が発信され、その後JR貨物より全国通運連盟に対して「改善指示」に基づいた偏積再発防止対策への要請がなされたことを受けて、事務局は偏積防止対策の自主点検について、各事業者様へ「お願い」をしております。</p> <p>2. 偏積防止対策の自主点検のお願いの範囲 国土交通省の保安監査を経て、国土交通省よりJR貨物に対して「改善指示」が発信され、その後JR貨物より全国通運連盟に対して「改善指示」に基づいた偏積再発防止対策への要請がなされたことを受けて、事務局は偏積防止対策の自主点検について、各事業者様へ「お願い」をしております。</p> <p>3. 偏積防止対策の自主点検のお願いの方法 国土交通省の保安監査を経て、国土交通省よりJR貨物に対して「改善指示」が発信され、その後JR貨物より全国通運連盟に対して「改善指示」に基づいた偏積再発防止対策への要請がなされたことを受けて、事務局は偏積防止対策の自主点検について、各事業者様へ「お願い」をしております。</p> <p>4. 偏積防止対策の自主点検のお願いの期限 国土交通省の保安監査を経て、国土交通省よりJR貨物に対して「改善指示」が発信され、その後JR貨物より全国通運連盟に対して「改善指示」に基づいた偏積再発防止対策への要請がなされたことを受けて、事務局は偏積防止対策の自主点検について、各事業者様へ「お願い」をしております。</p> <p>5. 偏積防止対策の自主点検のお願いの問い合わせ先 国土交通省の保安監査を経て、国土交通省よりJR貨物に対して「改善指示」が発信され、その後JR貨物より全国通運連盟に対して「改善指示」に基づいた偏積再発防止対策への要請がなされたことを受けて、事務局は偏積防止対策の自主点検について、各事業者様へ「お願い」をしております。</p>
--	---	---	---

偏積防止対策自主点検報告（途中集計）

（2022年9月30日現在）

配布事業者数	回収事業者数	回収率	回答事業所数
296	177	59.8%	183

区分	点検項目					
	他積込会社による積込	割合	偏積防止マニュアル関係	割合	私有・ISOタンク等関係	割合
該当あり	74	35.2%	162	77.1%	61	29.0%
該当なし	136	64.8%	48	22.9%	146	69.5%
合計	210	100.0%	210	100.0%	210	100.0%
顧客数	411	—	—	—	—	—
積込会社数	208	—	—	—	—	—

区分	積込会社へのガイドライン周知状況									
	ガイドラインの周知状況	割合	写真撮影・保存	割合	偏積率試算・保存	割合	偏積率10%超時の改善	割合	偏積発生時の原因究明と再発防止策	割合
実施済数	177	85.1%	156	75.0%	149	71.6%	121	58.2%	119	57.2%
未実施数	31	14.9%	52	25.0%	59	28.4%	87	41.8%	89	42.8%
合計	208	100.0%	208	100.0%	208	100.0%	208	100.0%	208	100.0%

区分	偏積防止マニュアル関係				私有・ISOタンク等関係	
	マニュアルの周知状況	割合	左右車高差の計測	割合	割合	割合
実施済数	155	95.7%	138	85.2%	64	100.0%
未実施数	7	4.3%	24	14.8%	0	0.0%
合計	162	100.0%	162	100.0%	64	100.0%

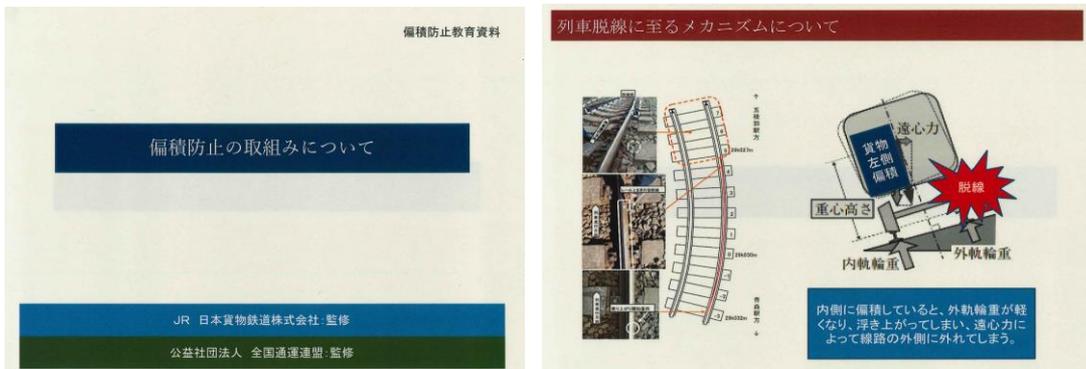
※日通、日本フレートライナーについては事業所別に各社個別対応中



偏積対策実施内容について

3. 偏積防止勉強会

JR貨物、全国通運連盟による偏積防止勉強会を、6月15日の隅田川駅から10月28日の姫路貨物駅まで全39駅にて開催。冒頭、全国通運連盟より勉強会の趣旨及び自主点検の実施要請をし、JR貨物による90分講義を各駅利用運送事業者の管理者を中心に行っている。

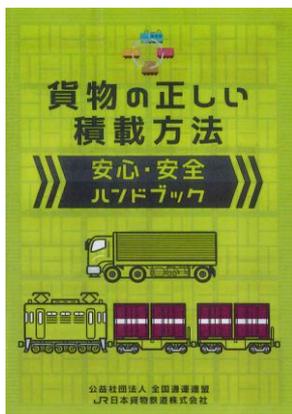


4. 「貨物の正しい積載方」ハンドブック作成

5. 「偏積防止」ドライバー積込者用ビデオ作成

10. 「顧客向け偏積防止」リーフレット作成

JR貨物、全国通運連盟共同で積込現場の作業員や集荷のドライバー他現場第一線の作業実施者向けとしてハンドブック及びビデオを作成中。また、顧客向けリーフレットを作成し鉄道利用顧客への配布を検討している。



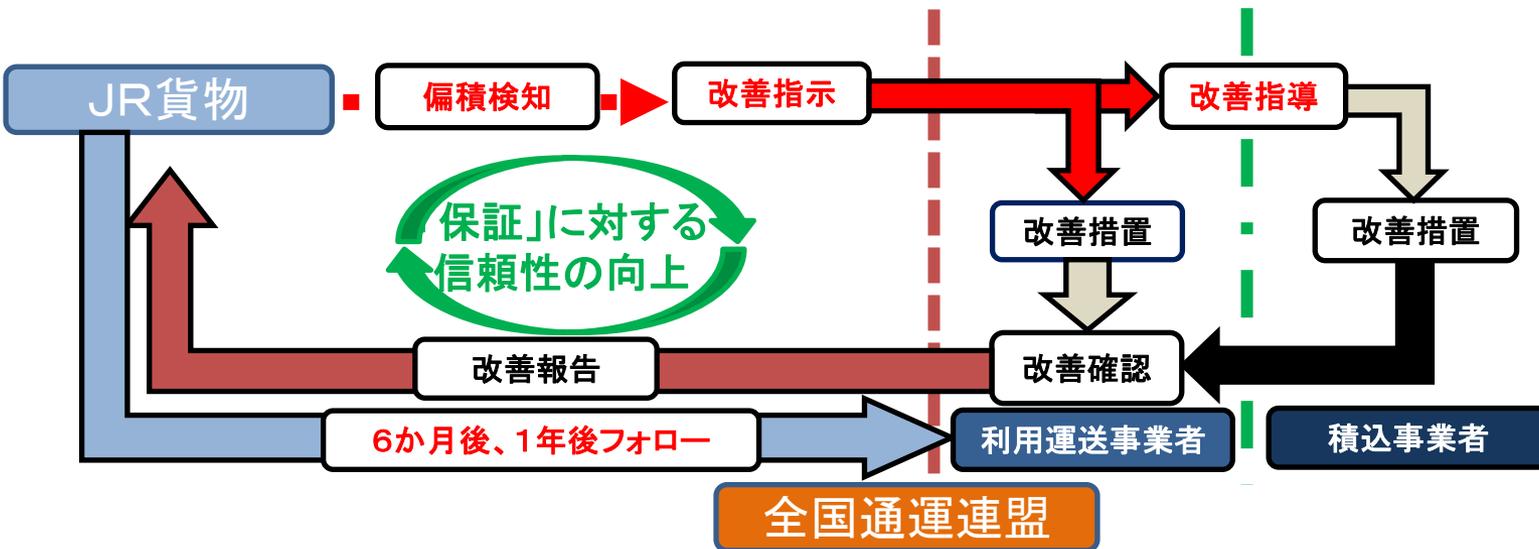
※上記ハンドブック及びリーフレットは検討中の資料

偏積対策の継続について

11. サンプル調査による偏積事例の検討等

JR貨物による「コンテナ貨物の偏積の防止措置の取組みについて」による偏積発見時の業務改善サイクルの流れ構築の「偏積発見時フロー」に基づき、偏積コンテナ発見通知書等JR貨物制定の様式により、偏積コンテナ発生事業者等の共有及び改善状況等を鉄道貨物協議会小委員会にて、その内容を検討し更なる改善対策に繋げ、これを繰り返し実施する。

偏積発見時の報告フロー	
発駅と利用運送事業者との流れ	コンテナ部と利用運送事業者との流れ
<p>1) 発駅は発利用運送事業者に対して、積載方を確認し、積替えを要請する。</p> <p>2) 発駅は発利用運送事業者の立会いのもと、コンテナ内の写真撮影を行うとともにコンテナ部へ報告する。</p> <p>3) 発駅は発利用運送事業者が積替えを行った後、再度偏積率を測定・記録し、許容範囲以下であることを確認した上で貨物を受託する。 なお、積替え後は、発利用運送事業者の立会いのもと、コンテナ内の写真撮影を行うとともにコンテナ部へ報告する。</p> <p>4) 発駅は同一の貨物について、積替え後と同様の積載方となっているか、1週間後を目途（※）に発利用運送事業者を確認する。</p> <p>なお、改善がなされていない場合は、上記1)の手順に戻って対応すること。 ※次回発送が1週間以上先の場合は、次回発送時とする。</p>	<p>1) コンテナ部が発利用運送業者に「偏積コンテナ発見通知書」をもって通知する。（速報）</p> <p>2) 利用運送事業者は、発生後2週間後を目途に、偏積再発防止策（周知及び教育等）を速やかにコンテナ部に指定様式「偏積コンテナ再発防止報告書」にて報告する。</p> <p>3) コンテナ部が6か月後、1年後にフォローチェックをおこなう。 ※支社主管部及び現場管理者と連携して実施する。</p>



(1)利用運送事業者等の偏積対策の取組み状況について

【資料3】偏積問題に対する利用運送事業者の取組み状況について (日本通運株式会社)

令和4年度 鉄道貨物輸送における偏積対策に関する検討会 第2回
(令和4年10月11日(火) 鉄道局大会議室)

令和4年度 鉄道貨物輸送における偏積対策に関する検討会（第2回）

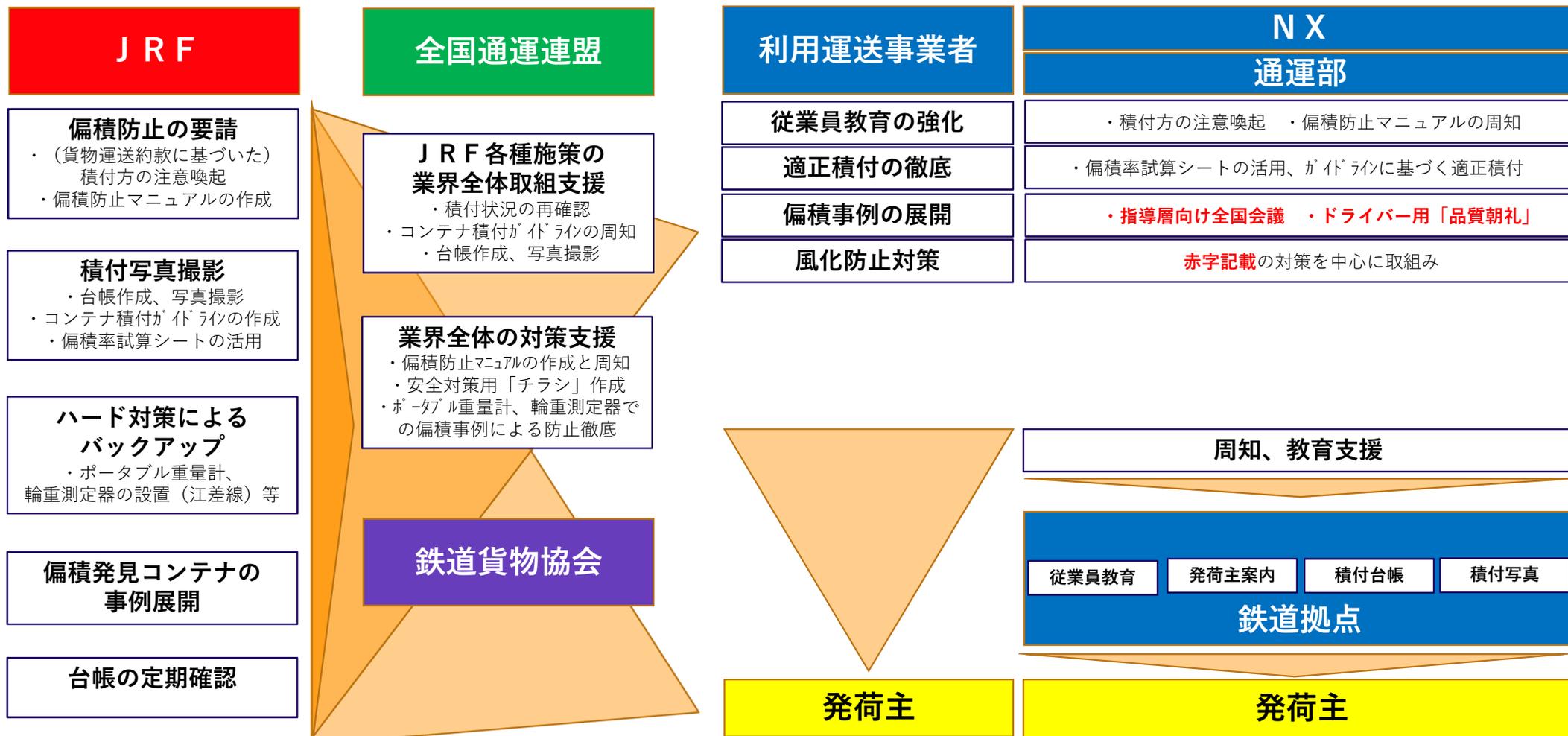


偏積問題に対する 利用運送事業者の取組み状況について

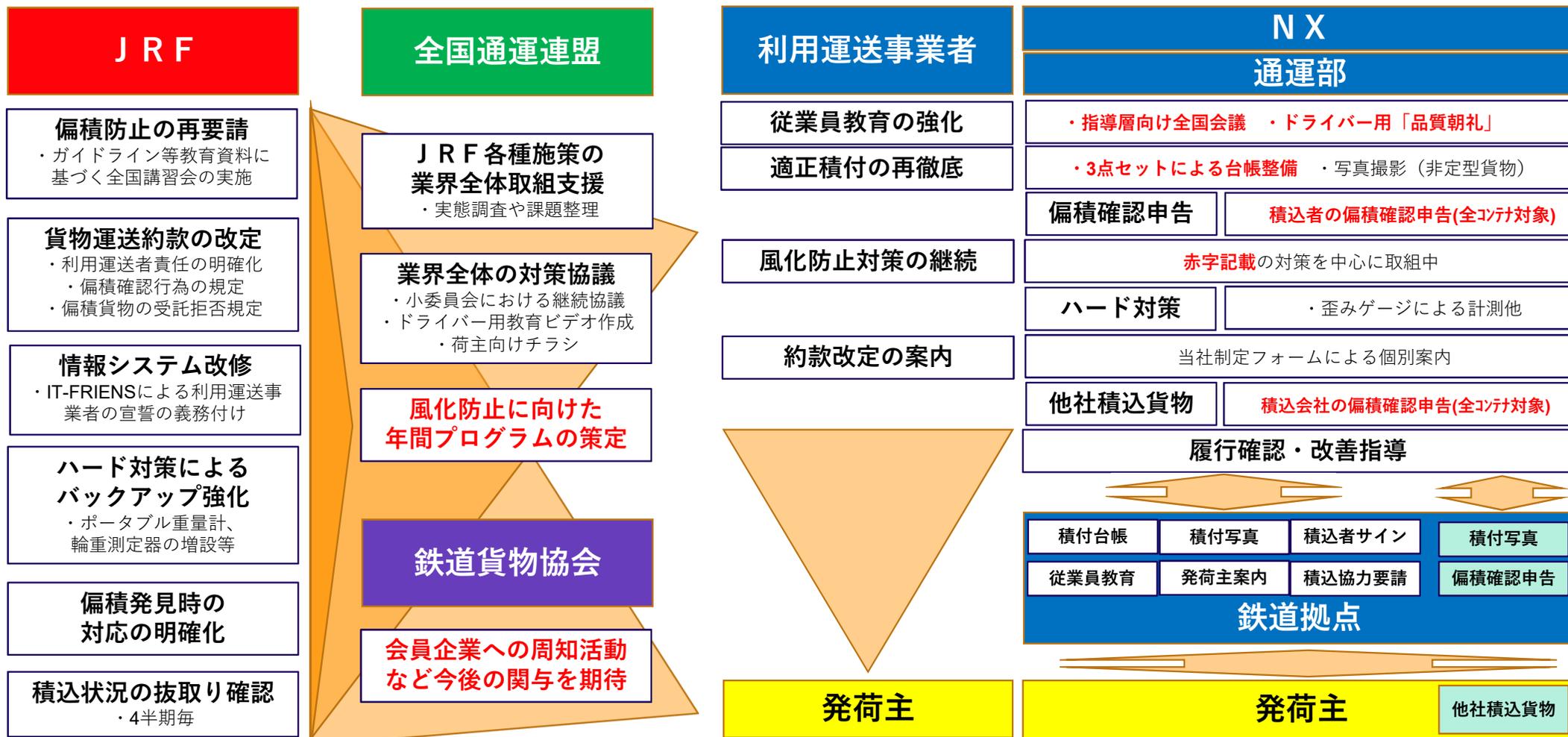
NIPPON EXPRESS CO., LTD.

October 11, 2022

偏積対策に関わる相関関係と利用運送事業者の取組状況（江差線脱線事故後）



偏積対策に関わる相関関係と利用運送事業者の取組状況（セノハチ線脱線事故後）



N Xにおける偏積対策取組状況①

1. 偏積防止対策（マニュアル）による教育指導

- A. 2022年1月（山陽線脱線事故後）、全国の拠点を対象とした偏積防止再発防止対策会議を開催
（以後、月例会議、期首会議等で繰り返し周知）

※全国通運連盟作成の「集配作業における転倒防止に向けた偏積防止マニュアル」を全拠点へ再配布

※JRFのガイドライン等を再徹底

- B. 全拠点、特に集配ドライバーを対象とした「品質朝礼」制度を活用し、従業員を対象とした教育を推進

※品質朝礼は、
破損、汚損、危険品漏洩、
コンテナ異常などに起因する
様々な事故や問題について
発生事例や過去の対策を元に
全国の拠点へ水平展開、対策
周知を図ることを目的に、
毎週水曜日に実施



2. 積付実態の再確認

- A. 積付実態の確認

- B. 偏積率確認台帳の作成

荷主名や集貨先、積載貨物や積載個数などの基本情報に加え
①積付図、②積付写真、③偏積率計算結果の3点をセット
荷主別、積付パターン別に作成

※台帳登録数（2022年9月現在）

ブロック	登録件数
北海道・東北	815
関東・甲信越	533
中部	399
関西	305
中国・四国	496
九州	432
全国計	2,980

- C. 写真撮影（非定型貨物）

JR貨物が指定する非定型貨物は
都度写真撮影し、2週間保存

偏積率確認台帳																																																																															
荷主名	チタン工業株式会社	集貨先	チタン工業 西工場																																																																												
発駅	宇都駅	着駅	南長岡駅																																																																												
積載貨物	顔料(フレコン)	積載個数	500kgフレコンx6個																																																																												
特記事項1		特記事項2																																																																													
作成年月日	2022年6月10日	作成者	門脇 優作																																																																												
① 積付図		③ 偏積率計算結果																																																																													
		コンテナ形式: JR12E コンテナ総重量 (kg): 4,870																																																																													
荷物の重心位置 1 500kg, 2 500kg, 3 500kg 4 500kg, 5 500kg, 6 500kg		<table border="1"> <thead> <tr> <th>積付位置</th> <th>重量 (kg)</th> <th>数</th> <th>モーメント (kg-cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンテナ</td> <td>113.6</td> <td>1,870</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>積物 1</td> <td>96.8</td> <td>500</td> <td>28,425</td> </tr> <tr> <td>積物 2</td> <td>96.8</td> <td>500</td> <td>28,425</td> </tr> <tr> <td>積物 3</td> <td>96.8</td> <td>500</td> <td>28,425</td> </tr> <tr> <td>積物 4</td> <td>170.7</td> <td>500</td> <td>-28,475</td> </tr> <tr> <td>積物 5</td> <td>170.7</td> <td>500</td> <td>-28,475</td> </tr> <tr> <td>積物 6</td> <td>170.7</td> <td>500</td> <td>-28,475</td> </tr> <tr> <td>積物 7</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>積物 8</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>積物 9</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>積物 10</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>積物 11</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>積物 12</td> <td></td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>モーメント (kg-cm) 計</td> <td></td> <td></td> <td>-150</td> </tr> <tr> <td>コンテナ重心 (cm)</td> <td></td> <td></td> <td>0.0</td> </tr> <tr> <td>左重量 (kg)</td> <td></td> <td></td> <td>2,338</td> </tr> <tr> <td>右重量 (kg)</td> <td></td> <td></td> <td>2,338</td> </tr> <tr> <td>偏積率</td> <td></td> <td></td> <td>0.0%</td> </tr> </tbody> </table>		積付位置	重量 (kg)	数	モーメント (kg-cm)	コンテナ	113.6	1,870	0	積物 1	96.8	500	28,425	積物 2	96.8	500	28,425	積物 3	96.8	500	28,425	積物 4	170.7	500	-28,475	積物 5	170.7	500	-28,475	積物 6	170.7	500	-28,475	積物 7			0	積物 8			0	積物 9			0	積物 10			0	積物 11			0	積物 12			0	モーメント (kg-cm) 計			-150	コンテナ重心 (cm)			0.0	左重量 (kg)			2,338	右重量 (kg)			2,338	偏積率			0.0%
積付位置	重量 (kg)	数	モーメント (kg-cm)																																																																												
コンテナ	113.6	1,870	0																																																																												
積物 1	96.8	500	28,425																																																																												
積物 2	96.8	500	28,425																																																																												
積物 3	96.8	500	28,425																																																																												
積物 4	170.7	500	-28,475																																																																												
積物 5	170.7	500	-28,475																																																																												
積物 6	170.7	500	-28,475																																																																												
積物 7			0																																																																												
積物 8			0																																																																												
積物 9			0																																																																												
積物 10			0																																																																												
積物 11			0																																																																												
積物 12			0																																																																												
モーメント (kg-cm) 計			-150																																																																												
コンテナ重心 (cm)			0.0																																																																												
左重量 (kg)			2,338																																																																												
右重量 (kg)			2,338																																																																												
偏積率			0.0%																																																																												
② 積付写真																																																																															
判定 <input type="radio"/>																																																																															

※偏積率計算方法は「集配車両の「転倒防止に向けた偏積防止マニュアル(全国通運連盟)」の12、13ページを参照

N Xにおける偏積対策取組状況②

3. 偏積確認申告ルール（追加対策）

A. 当社積込貨物
2022年7月7日より、
「集貨連絡書に対する積付者による適正積込サイン」の
取組みを開始
※下記サンプル参照

B. 他社積込貨物
積込会社による申告（様式等任意）を要請
集貨連絡書へのサインとする運用実態もあり

このコンテナは貨物運送約款やコンテナへの
貨物積付ガイドラインなどを遵守し、偏積なく
適正な積込みを確認しました

4. 改定約款の周知

A. 2022年4月20日の貨物運送約款改定に伴い
①社内関係者への周知（下記左参照）
②発荷主、積込会社への周知（下記右参照）

宛先	本社各部長殿 各事業部長殿 各ユニット長殿 各特定支店長殿	発信者	通運部長
写	ブロック通運部門責任者殿 特定支店営業部門責任者（通運担当）殿 コンテナ基地店課所長殿	NE 202204-202204号 2022年4月20日 関係先 通運部	報告
件	J R貨物の「貨物運送約款」「貨物運送 運輸約款」の一部改正について	担当 佐々木、松原、工藤 内 藤 70100-32374, 32377, 32378	不要

標記について、2022年4月20日に日本貨物鉄道株式会社（以下、JR貨物）の「貨物運送約款」
「貨物運送運輸約款」の一部改正が施行されます。
当改正は、脱線事故の原因となるコンテナ偏積やISOコンテナ等私有コンテナの部品高損失事故を防止
するため、当該事故が発生した際の不備解消措置および解消までの運送引受け拒否、利用運送事業者の
損害負担率を適正とするもので、鉄道貨物輸送の安全輸送確保を目的としたものとなります。
各支店は、偏積防止の徹底（実貨物への措置と台帳の更新）、ISOコンテナ等私有コンテナの使用
前外観チェックへの対応等、安全措置の継続と共に、今次約款改正に関する、お客様への周知をお願い
致します。当社適用の標準鉄道利用運送約款については、第二条第1項に基づき改定に至りませんが、
お客様との営業契約、委託業者との業務委託契約等において、個別の取り交わしが必要な場合は、滞り
のないよう対応をお願いします。
なお、現在、JR貨物を含めた全国通運連盟の小委員会で、JR貨物約款の解釈（特に損害負担率）
や業界共通対策などについて協議中です。一定の方向性が出た時点で別途通知しますので、お願い致し
ます。

記

1. 施行日
2022年4月20日

2. 主な改正内容

A. 偏積を含む荷姿の不備によりJR貨物に発生した損害は、「荷受人」が負担することが追加
B. JR貨物から見た「荷主」とは「荷受人または荷受人（となる利用運送事業者）」となることが
明確化され、「荷主」とならないが偏積等が発生させた場合も、「荷主」の責任が負れないこと
が追加
C. 偏積や部品高損失等が疑われる貨物や、約款を順守しない荷受人からの貨物は、JR貨物が運送引
受けを見合わせる事が追加
D. JR貨物が実施する「偏積測定」や「開扉による積込状態の確認」を、「運送条件」に規定

3. 取組み指示事項

A. お客様への説明と合意
お客様が積込・積付けする場合、お客様が積込・当社が積付けする場合、当社が積込・積付け
する場合、すべてのパターンにおいて、偏積が無い状態で貨物を積載すること（または集貨作業
時に当社がその協力を依頼すること）について、「丁寧な説明と合意をいただくこと」
また、JR貨物または当社による偏積測定により、偏積が検知または予期された場合は、開扉
による内部確認。および、解消が確認されるまでの運送見合せについて、丁寧な説明と合意をい

(1) お客様が積込・積付けする場合、お客
様が積込・当社が積付けする場合、当社が積
込・積付けする場合、すべてのパターンにお
いて、偏積が無い状態で貨物を積載するこ
とにご理解とご協力をお願いいたします。

(2) JR貨物または当社による偏積測定に
より、偏積が検知または予期された場合は、
開扉による内部確認を行う場合があります。
また、偏積の解消が確認されるまで、運送が
出来なくなります。

(3) 万が一、偏積による事故等が生じた場
合にJR貨物による積込場所への立ち入り調査
が行われます。

(4) お客様自身や、お客様が直接お取引し
ている当社ではない会社様によって、既に貨
物の積載が完了した状態でコンテナのまま当
社へお引渡しされる場合など、当社が積載状
態を把握できない貨物に関しては、必ず、偏
積の無い状態で、コンテナ内の貨物の積み付
けを実施の上で、お引渡しをお願いいたしま
す。また、託送の都度、偏積の無い積付状態
であることについて、ご申告をお願いいたし
ます。

N Xにおける偏積対策取組状況③

5. 本社部門による履行確認や改善指導

A. データや書類による確認

- ①積付台帳 . . . 全社共有ファイルサーバで定期確認
- ②積付写真 . . . 当社積込貨物は拠点保存
他社積込貨物はファイルサーバ保存
(毎月1回最新版を更新)
- ③積込者サイン . . . 拠点保存
- ④従業員教育 . . . 拠点保存

B. 現地実態確認

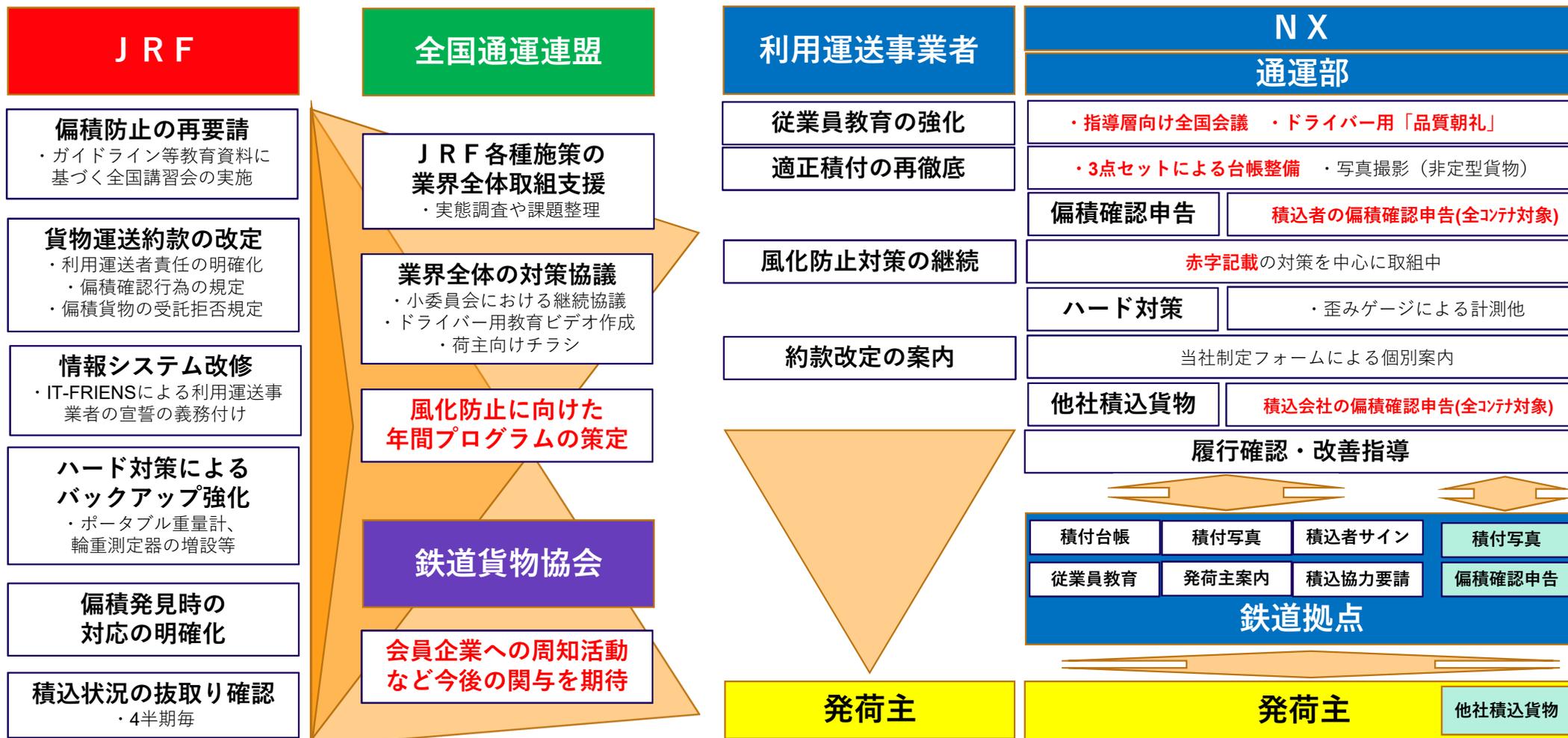
他社積込貨物取扱拠点を中心に実態確認

※他社積込貨物取扱状況 (2022年9月現在)

30拠点50社

本社から拠点への一方的な指示に留めず、
拠点作成の台帳や取得写真のサーバ保存による進捗確認や
現地実態確認による不備確認 (指導) など、
双方向性の伴う取組みを推進

(再掲) 偏積対策に関わる相関関係と利用運送事業者の取組状況 (セノハチ線脱線事故後)



偏積対策に関わる実施課題と取組みの方向性①

1. 偏積率測定に関する積込者の感覚依存

多品種でバラ積み貨物など偏積率計算シートによる「偏積率」の算定が困難な貨物については、ドライバーなど積込者の感覚に依存

「偏積許容率（10%以下）」という絶対的な閾値を遵守することが利用運送事業者側に求められているが、例えば「速度メーター」のようなドライバーが判断できる計測器や運用ルールがなければ、積込者の負担やストレスが発生



今後の技術的発展と共に検討する課題

ドライバーの
負担を軽減

計測値の
見える化

CANデータなど既存データの活用

他用途技術の応用による新スキームづくり

客観的で確実な合否判定

アラート発出による安全策向上

ハード対策の導入検討状況

A. 傾き計測器等による実測調査（3月中旬～）



- ・トラックスケール、ポータブル重量計は適正な計測が出来たものの運用困難なため断念
- ・傾き計測器は利用可能な計測値が出ないため断念

B. その他検討中の対策内容

- ①トラックのエアサスペンション関連機器測定データによる車両偏荷重測定の可能性
- ②タイヤ空気圧による車両偏荷重測定の可能性
- ③歪みゲージ測定値によるコンテナ偏荷重測定の可能性
- ④大型フォークリフトによるコンテナ偏荷重測定の可能性
- ⑤集貨車両荷台の左右高さ差より、適否を簡便に判定するアプリの開発

偏積対策に関わる実施課題と取組みの方向性②

2. お客様周知と風化防止

コンテナ内に貨物を適正に積み付けする上で、お客様（積込者）のご理解とご協力が不可欠であり、一過性とならないように業界を挙げて継続的な周知活動を行うことが重要

積込現場においては、お客様から委託される別会社が積込みを行うことが多く、ドライバーから積込者へお願いすることは立場上難しく、荷主に対する多様なアプローチが重要



取組みの方向性

荷主団体との協業取組	お客様案内の推進強化（チラシ配布等） 荷主関係団体との協業取組み
風化防止	利用運送事業者における仕組み 業界共通の風化防止プログラムの策定と継続

3. 駅持込後における積付状態変動

駅持込以降着駅到着までの間、大型フォークリフトの荷役作業による衝撃や列車輸送中の振動などにより、積付状態が大きく変動（荷ずれや荷崩れ）する実態がある

「偏積許容率（10%以下）」を遵守して持ち込んだコンテナでも、輸送途中に発生する積付状態の変動により、偏積許容率を超過するリスクがあり、積付変動を抑制する対策が不可欠となる



取組みの方向性

発生実態の再確認	全国の実態調査（線区・発着駅・季節別等） 荷主や利用運送事業者アンケート
原因究明と対策取組み	利用運送事業者（貨物特性、養生方法等） 鉄道事業者（荷役方式、コンテナ構造等）

今後検討する課題

(1)利用運送事業者等の偏積対策の取組み状況について

【資料4】偏積に関する情報共有等について (鉄道貨物協会)

令和4年度 鉄道貨物輸送における偏積対策に関する検討会 第2回
(令和4年10月11日(火) 鉄道局大会議室)

偏積に関する情報共有等について

偏積に関する情報共有を目的とした情報発信等について、当協会に対応可能なものは次のとおりである。

1. 当協会主催の本部委員会（利用促進委員会および輸送品質向上委員会）において、委員への情報共有をおこなう。
2. 当協会発行の月刊誌「MONTHLYかもつ」（会員等に配布）に掲載する。
3. 当協会のウェブサイトに掲載する。また、国土交通省、全国通運連盟、JR貨物のウェブサイトとリンクを張る。
4. 当協会法人会員へ情報共有する。（添付資料：(公社)鉄道貨物協会 会員数）
5. 当協会の各支部主催の利用促進会議において情報共有する。

以上

(公社)鉄道貨物協会 会員数

(単位：組織、人)

		法人	個人	計
本部		179	517	696
1 8 支 部	北海道	259	16	275
	東北	302	29	331
	新潟	78	10	88
	宇都宮	34	4	38
	高崎	50	10	60
	水戸	41	21	62
	千葉	43	6	49
	東京	130	85	215
	長野	47	17	64
	静岡	66	11	77
	名古屋	178	46	224
	北陸	60	2	62
	近畿	224	76	300
	米子	20	6	26
	岡山	57	8	65
	四国	56	6	62
	広島	98	16	114
	九州	180	15	195
計		2,102	901	3,003

2022.8.31現在